



作業主任者

特化則第27、28条

対象物の製造・取扱い作業では、作業主任者を選任し、次の事項を行わせることが必要です（試験研究のため取り扱う作業を除く）。

*平成27年1月1日から義務化

- 「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任
- 作業主任者の職務
 - ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、または吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
 - ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。
 - ③ 保護具の使用状況を監視すること。

作業環境測定

特化則第36条から第36条の4

対象物を製造・取り扱う**屋内作業場**では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要です。

*平成26年1月1日から義務化

- 6月以内ごとに1回、定期的に、作業環境測定士(国家資格)による作業環境測定を実施
- 測定の結果について一定の方法で評価を行い、評価結果に応じて適切な改善を行う（コバルト及びその無機化合物に関するもののみ）
- 測定の記録および評価の記録を30年間保存

物質名	管理濃度	試料採取方法	分析方法
インジウム化合物	定めない	ろ過捕集方法 (吸入性粉じん)	誘導結合高周波プラズマ質量分析装置(ICP-MS)
コバルト及びその無機化合物	0.02mg/m ³	ろ過捕集方法	原子吸光分析方法

健康診断

特化則第39条から第42条、別表第3から第5

対象物の製造・取扱い業務に常時従事する労働者に対して、健康診断を行うことが必要です。

*平成25年1月1日から義務化

- 対象物の製造・取扱い業務に常時従事する労働者に対して、雇入れまたは当該業務への配置替えの際およびその後6カ月以内ごとに1回、定期的に、規定の項目について健康診断を実施
- 当該業務に常時従事させたことがあり、現に雇用している労働者についても同じ
- 健康診断の結果(個人票)を30年間保存
- 健康診断の結果を労働者に通知
- 特定化学物質健康診断結果報告書(様式第3号)を所轄労働基準監督署に提出
- 対象物が漏洩し、労働者が汚染された時は医師による診察または処置を受けさせる

健診項目

インジウム化合物

- 1 業務の経歴の調査
- 2 作業条件の簡易な調査
- 3 インジウム化合物によるせき、たん、息切れ等の自他覚症状の既往歴の有無の検査
- 4 せき、たん、息切れ等の自他覚症状の有無
- 5 血清インジウムの量の測定
- 6 血清KL-6の量の測定
- 7 胸部のエックス線直接撮影または特殊なエックス線撮影による検査(雇入れまたは当該業務への配置替えの際に行うものに限る)

[二次健診項目]

- 1 作業条件の調査
- 2 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査(一次項目7のものを除く)、血清SP-Dの検査等の血液化学検査、肺機能検査、喀痰の細胞診または気管支鏡検査

【健康診断実施上の留意点】

- ✓「作業条件の簡易な調査」は、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の当該物質の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、当該物質の粉じん等の発生源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものである。このうち、環境中の当該物質の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法がある。
- ✓「インジウム化合物によるせき、たん、息切れ等の自他覚症状の既往歴の有無の検査」では、労働者の喫煙歴についても聴取すること。
- ✓「特殊なエックス線撮影による検査」は、CT(コンピューター断層撮影)による検査等をいう。

コバルト及びその無機化合物

- 1 業務の経歴の調査
- 2 作業条件の簡易な調査
- 3 コバルトまたはその無機化合物によるせき、息苦しさ、息切れ、喘鳴、皮膚炎等の自他覚症状の既往歴の有無の検査
- 4 せき、息苦しさ、息切れ、喘鳴、皮膚炎等の自他覚症状の有無

[二次健診項目]

- 1 作業条件の調査
- 2 尿中のコバルトの量の測定
- 3 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、肺機能検査、心電図検査または皮膚貼布試験